

**小規模事業者持続化補助金〈創業型〉**  
**公募要領 第5版からの主な変更点**

No.	頁	公募要領 第6版	公募要領 第5版
1	表紙	第6版：2026年1月28日	第5版：2025年9月29日
2	表紙	小規模事業者持続化補助金〈創業型〉 第3回公募 公募要領	小規模事業者持続化補助金〈創業型〉 第2回公募 公募要領
3	表紙	2026年1月 小規模事業者持続化補助金事務局	2025年9月 小規模事業者持続化補助金事務局
4	1	○小規模事業者持続化補助金〈一般型〉との重複申請はできません。	○小規模事業者持続化補助金〈一般型〉第17回公募又は第18回公募との重複申請はできません。
5	3	創業後1年以内の小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）を重点的に支援するため（後略）	創業後3年以内の小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人（以下「小規模事業者等」という。）を重点的に支援するため（後略）
6	3	○公募期間：公募要領公開：2026年1月28日(水) 申請受付開始：2026年3月6日(金) 申請受付締切：2026年4月30日(木)17:00 ※予定は変更する場合があります。 事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：2026年4月16日(木)	○公募期間：公募要領公開：2025年6月30日(月) 申請受付開始：2025年10月3日(金) 申請受付締切：2025年11月28日(金)17:00 ※予定は変更する場合があります。 事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：2025年11月18日(火)
7	3	<今後の公募予定> 第3回公募申請受付締切以降に追ってご案内します。	<今後の公募予定> 第3回：申請受付開始 2026年5月～6月頃を予定 ※予定は変更する場合があります。

8	3	<p>○補助事業の流れ： (中略)</p> <p>▶地域の商工会・商工会議所から事業支援計画書の発行を受けます。【発行受付締切：2026年4月16日(木)】</p> <p>▶申請書類を提出します。【申請受付締切：2026年4月30日(木)17:00】</p> <p>▶審査の結果、採択が決定されると補助金事務局から「採択通知書」が送付されます。 【採択発表予定日：2026年7月頃予定】</p> <p>▶入手価格の妥当性を証明できる見積書等を提出します。【提出期限：2027年5月30日(日)】(注1)</p>	<p>○補助事業の流れ： (中略)</p> <p>▶地域の商工会・商工会議所から事業支援計画書の発行を受けます。【発行受付締切：2025年11月18日(火)】</p> <p>▶申請書類を提出します。【申請受付締切：2025年11月28日(金)17:00】</p> <p>▶審査の結果、採択が決定されると補助金事務局から「採択通知書」が送付されます。 【採択発表予定日：2026年3月頃予定】</p> <p>▶入手価格の妥当性を証明できる見積書等を提出します。【提出期限：2027年1月29日(金)】(注1)</p>
9	3	(注1) 見積書等の提出期限(2027年5月30日(日))までに見積書等の提出がなされていない場合は、採択取消しとします。	(注1) 見積書等の提出期限(2027年1月29日(金))までに見積書等の提出がなされていない場合は、採択取消しとします。
10	4	創業後1年以内の小規模事業者等を重点的に政策支援するため（後略）	創業後3年以内の小規模事業者等を重点的に政策支援するため（後略）
11	4	※「常時使用する従業員の数」は申請時において常時使用する従業員の数で判断ください。具体的には、「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号)上の常時使用する従業員をいい、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づく「解雇の预告を必要とする者」をいいます。これには日雇労働者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。	—
12	5	<p>※1：申請時点において、すでに商品またはサービスの提供を開始している事業者に限らず、以下のような、<u>創業間もなく、未だ事業活動を開始していない事業者</u>についても、補助対象となり得ます。</p> <p>例) 店舗がオープン準備中である事業者、ECモールへの出店準備中であ</p>	—

		<p>る事業者、販売先への営業活動を開始していない事業者等</p> <p>ただし、<u>補助事業終了までに商品またはサービスの提供を開始し、事業活動を開始することが必要です。</u>この要件を満たさない場合、補助金は交付されません。補助金交付後に事業活動が行われていなかったことが判明した場合には、交付決定を取り消します。</p>	
13	5	—	※3：既に税務署に開業届を提出していても、申請時点までに事業を開始していない場合も補助対象外となります。採択後に判明した場合は、採択・交付決定の取消等を行う場合があります。
14	5	<p>(3) 下記に該当する事業者でないこと</p> <p>①小規模事業者持続化補助金&lt;創業型&gt;において、申請中もしくは採択を受けている事業者、または採択を受けて補助事業を実施した事業者</p> <p>②小規模事業者持続化補助金&lt;一般型 通常枠&gt;において、申請中または採択を受けている事業者、または採択を受けて補助事業を実施した事業者</p>	—
15	5	—	<p>(3) 確定している（申告済みの）直近過去3年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと</p> <p>※上記への該当の有無を確認するため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることができます。</p>
16	6	—	<p>3. 補助対象外となる事業者</p> <p>下記に該当する事業者は、補助対象外となります。また、該当することが判明した時点で補助対象外となります。事前に十分確認してください。</p> <p>(1) 下記3つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」が未提出である事業者（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）</p>

			<p>①「小規模事業者持続化補助金&lt;一般型 通常枠&gt;」</p> <p>※第1回～第16回「小規模事業者持続化補助金&lt;一般型&gt;」を含む。</p> <p>②「小規模事業者持続化補助金&lt;コロナ特別対応型&gt;」</p> <p>③「小規模事業者持続化補助金&lt;低感染リスク型ビジネス枠&gt;」</p> <p>※本補助金の申請までに補助金事務局から指摘のあった不備が解消している必要があります。</p> <p>※①「小規模事業者持続化補助金&lt;一般型 通常枠&gt;」において、過去の公募回に採択され補助事業を実施した事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間が経過し、「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出を完了している場合に、申請が可能です。</p> <p>※本補助金を申請するにあたっては、必ず過去に上記3つの事業において採択・補助金の交付を受けたのち、様式第14を提出しているかを確認してください。代表者等が変更になった場合も「過去の補助事業者である」に該当します。</p> <p>※過去に上記①②③の「補助事業者である場合」、過去回の事業内容・実績を確認するために、必要に応じて、該当回の実績報告書（様式第8）の写しの提出を求めることができます。</p> <p>（2）小規模事業者持続化補助金&lt;一般型&gt;において、「創業枠」、「卒業枠」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者</p> <p>（3）小規模事業者持続化補助金&lt;一般型 通常枠&gt;に申請中または採択を受けている事業者</p> <p>（4）小規模事業者持続化補助金&lt;創業型&gt;に申請中または採択を受けている事業者</p>
17	<sup>6</sup>	(3) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること 補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助	(3) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること 補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助

		事業であることが必要です。(補助事業実施期間:交付決定日から事業実施期限 (2027年6月30日(水)まで)	事業であることが必要です。(補助事業実施期間:交付決定日から事業実施期限 (2027年2月26日(金)まで)
18	7	※4: 法人の場合は現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の「会社成立の年月日」、個人事業主の場合は開業届の「開業・廃業等日」が公募締切時から起算して過去1か年の間であることが要件となります。書類の発行日や提出日ではありませんので、ご注意ください。	—
19	7	※5: 過去すでに小規模事業者持続化補助金<創業型>において採択され事業を実施した事業者は、個人事業主、法人に関わらず、本補助金の申請対象外です。また、代表が複数いる法人が、「創業型」で採択され事業を実施していた場合、代表者を変えたとしても、本補助金の申請対象外です。	※4: 過去すでに小規模事業者持続化補助金<一般型>において「創業枠」で採択され事業を実施していた事業者は、個人事業主、法人に関わらず、本補助金の申請対象外です。また、代表が複数いる法人が、「創業枠」で採択され事業を実施していた場合、代表者を変えたとしても、本補助金の申請対象外です。
20	8	2023年10月1日以降に創業した事業者で、補助事業の終了時点において「適格請求書発行事業者」の登録を受けていること。 ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合、補助金は交付されません。	補助事業の終了時点で「適格請求書発行事業者」の登録を受け、かつ、以下①または②のいずれかに当てはまる事業者 ① 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった事業者 ② 2023年10月1日以降に創業した事業者 ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合、補助金は交付されません。 (注) 小規模事業者持続化補助金<一般型>において「インボイス枠」で採択を受けて補助事業を実施した事業者もしくは「インボイス特例」を活用して補助事業を実施した事業者は、本特例の申請対象外です。
21	8	○以下の書類を提出してください。 ✓ 「インボイス特例の申請に係る宣誓・同意書」(様式9)	○以下の書類を提出してください。 ✓ 「インボイス特例の申請に係る宣誓・同意書」(様式9) ※法人用・個人事業主用のいずれかを使用してください。
22	12	○採択結果の公表(P.3)および交付決定は、当初予定より遅延する可能性があります。補助事業の計画にあたっては、スケジュールに十分な余	—

		裕を確保したうえで策定してください。	
23	13	○採択結果の公表（P.3）および交付決定は、当初予定より遅延する可能性があります。補助事業の計画にあたっては、スケジュールに十分な余裕を確保したうえで策定してください。	—
24	15	・「諸経費」などの委託・外注に係る内訳が不明な費用	—
25	17	○内訳が不明な経費（諸経費など）	—
26	19	(1) 受付開始及び締切 ○公募要領公開：2026年1月28日（水） ○申請受付開始：2026年3月6日（金） ○申請受付締切：2026年4月30日（木）17:00 (事業支援計画書（様式4）発行の受付締切 2026年4月16日（木）)	(1) 受付開始及び締切 ○公募要領公開：2025年6月30日（月） ○申請受付開始：2025年10月3日（金） ○申請受付締切：2025年11月28日（金）17:00 (事業支援計画書（様式4）発行の受付締切 2025年11月18日（火）)
27	20	(3) 申請先および留意事項 申請先 URL 現在調整中	(3) 申請先および留意事項 申請先 URL <a href="https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDVOnMAP">https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDVOnMAP</a>
28	21	受付締切：第3回受付締切分 補助事業実施期間：交付決定日から2027年6月30日（水）まで 補助事業実績報告書提出期限：2027年7月10日（土）	—
29	21	(1)（前略）なお、見積書の提出期限は2027年5月30日（日）です。	(1)（前略）なお、見積書の提出期限は2027年1月29日（金）です。
30	25	11 貸借対照表および損益計算書（直近1期分）※ ○損益計算書がない場合は、確定申告書（表紙および別表四（所得の簡易計算））の写しを提出してください。 ○決算期を一度も迎えていない事業者は、以下のいずれかをご対応ください。 ・申請時点で、すでに事業活動を開始している事業者は、本提出資料に代えて、設立以降売上が発生していることを証する売上台帳等（任	7 貸借対照表および損益計算書（直近1期分）※ ○損益計算書がない場合は、確定申告書（表紙および別表四（所得の簡易計算））の写しを提出してください。 ○決算期を一度も迎えていない場合のみ、本提出資料に代えて、売上台帳等（任意書式）の写しを提出してください。

		<p>意書式)の写しを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請時点で、まだ事業活動を開始していない事業者は、本提出資料に代えて、実績報告時に設立以降売上が発生していることを証する売上台帳等(任意書式)の写しを提出してください。</li> </ul> <p>(注)事業活動の開始の考え方は、「2. 補助対象者 (1) 小規模事業者であること」(P.5)をご参照ください。</p>	
31	25	<p>12 <u>直近の確定申告書（【第一表、第二表、および収支内訳書（1・2面】もしくは【第一表、第二表、および所得税青色申告決算書（1～4面】】）※</u></p> <p>○開業してから決算期を1回以上迎えている場合には、所得額に関わらず確定申告書の写しを提出してください。</p> <p>○マイナンバーが提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。</p> <p>○決算期を一度も迎えていない事業者は、以下のいずれかをご対応ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請時点で、すでに事業活動を開始している事業者は、本提出資料に代えて、開業以降売上が発生していることを証する売上台帳等(任意書式)の写しを提出してください。</li> <li>申請時点で、まだ事業活動を開始していない事業者は、本提出資料に代えて、実績報告時に開業以降売上が発生していることを証する売上台帳等(任意書式)の写しを提出してください。</li> </ul> <p>(注)事業活動の開始の考え方は、「2. 補助対象者 (1) 小規模事業者であること」(P.5)をご参照ください。</p>	<p>8 <u>直近の確定申告書（【第一表、第二表、および収支内訳書（1・2面】もしくは【第一表、第二表、および所得税青色申告決算書（1～4面】】）※</u></p> <p>○決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請段階で開業以降売上が発生していることを証する売上台帳等(任意様式)の写しを提出してください。</p> <p>○開業してから決算期を1回以上迎えている場合には、所得額に関わらず確定申告書の写しを提出してください。</p> <p>○マイナンバーが提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。</p>
32	25	<p>13 <u>貸借対照表および活動計算書（直近1期分）並びに法人税確定申告書（別表一および別表四（所得の簡易計算））（直近1期分）</u> ※</p> <p>○収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない</p>	<p>10 <u>貸借対照表および活動計算書（直近1期分）</u> ※</p> <p>○決算期を一度も迎えていない場合のみ、本提出資料に代えて、「収益事業開始届出書」の写しおよび売上台帳等(任意書式)の写しを提</p>

		<p>い場合は申請できません。</p> <p>○決算期を一度も迎えていない事業者は、以下のいずれかをご対応ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時点で、すでに事業活動を開始している事業者は、本提出資料に代えて、収益事業開始届出書の写しおよび設立以降売上が発生していることを証する売上台帳等（任意書式）の写しを提出してください。</li> <li>・申請時点で、まだ事業活動を開始していない事業者は、本提出資料に代えて、実績報告時に収益事業開始届出書の写し及び設立以降売上が発生していることを証する売上台帳等（任意書式）の写しを提出する必要があります。</li> </ul> <p>（注）事業活動の開始の考え方は、「2. 補助対象者（1）小規模事業者であること」（P.5）をご参照ください。</p>	<p>出してください。</p>
33	25	—	<p>12 法人税確定申告書（別表一および別表四（所得の簡易計算））（直近1期分）※</p> <p>○決算期を一度も迎えていない場合のみ、本提出資料に代えて、「収益事業開始届出書」の写しおよび売上台帳等（任意書式）の写しを提出してください。</p> <p>○収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は申請できません。</p>
34	28	—	<p>令和6年能登半島地震等に伴う加点</p> <p>地震被害の場合は令和6年1月から令和7年10月の任意の1か月の売上高、豪雨被害のみの場合は令和6年9月から令和7年10月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したこと行政機関が証した書面</p> <p>（例：セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行</p>

			した証明書等) ○原則、証明書の名義は事業者名であること。
35	29	—	<p>(3) その他留意事項</p> <p>○過去、中小企業生産性革命推進事業にて実施した「小規模事業者持続化補助金」の公募で採択を受け、補助事業を実施した事業者は、これまでに実施した補助事業と異なる事業であることを、「経営計画書」確認事項入力（様式2）画面の所定の欄に記載してください。</p> <p>※過去に実施した補助事業と同じ事業であると見受けられる場合には、不採択となります（採択後に判明した場合も、遡って採択を取り消します）。</p>
36	30	<p>①自社分析の妥当性</p> <p>○自社や自社の製品・サービスの強みや弱みを適切に把握しているか。</p>	<p>①自社の経営状況分析の妥当性</p> <p>○自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みや弱みも適切に把握しているか。</p>
37	33	—	<p><u>後継者支援加点</u></p> <p>※3：過去の持続化補助金の「後継者支援枠」で採択され事業を実施した事業者は、対象外です。ただし異なる年度において、上記要件を満たす場合は、補助対象となり得ます。</p>
38	34	—	<p><u>小規模事業者卒業加点</u></p> <p>(注)過去の持続化補助金の「卒業枠」及び「卒業加点」で採択され事業を実施した事業者は、今後、本補助金の対象となりません。</p>
39	34	—	<p><u>令和6年能登半島地震等に伴う加点</u></p> <p>令和6年能登半島地震等に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた事業者に対し、政策的観点から加点を行います。</p> <p>○石川県、富山県、新潟県、福井県内に補助事業の実施場所が所在し、かつ、地震被害の場合、令和6年1月から令和7年10月までの任意の1か月間の売上、または、豪雨被害のみの場合、令和6年9月から令和</p>

		<p>7年10月までの任意の1か月間の売上がり前年または前々年の同期間と比較して20%以上減少したことが、地方自治体により発行された証明書等により確認できる事業者については、政策的観点から加点（=令和6年能登半島地震等に伴う加点）を行います。</p> <p>※「小規模事業者持続化補助金&lt;災害支援枠（令和6年能登半島地震）&gt;」において、既に採択を受けて補助事業を実施している場合、本加点の対象外です。ただし、地震により被害を受けた小規模事業者等が採択を受けて補助事業を実施した場合には、豪雨被害での令和6年能登半島地震等に伴う加点の選択は可能です。</p> <p>※「小規模事業者持続化補助金&lt;一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）&gt;」に申請中の場合は令和6年能登半島地震等に伴う加点の選択はできません。</p> <p>&lt;必要な手続&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 希望する加点項目（様式2）の「8.令和6年能登半島地震等に伴う加点」を選択。</li> <li>✓ 令和6年1月から令和7年10月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したこと、令和6年の能登豪雨を行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等）の写しを提出。</li> </ul> <p>※原則、証明書の名義は事業者名であること</p>
40	35	<p>(1) 補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。</p> <p>※本補助金の申請にあたっては、申請内容に含まれる自社の開発技術、製品、サービス又はブランド等が、第三者の産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）に抵触しないよう十分留意すること。</p> <p>(1) 補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。</p>

以上